

適合証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この適合証明業務手数料規程（以下「規程」という。）は、株式会社サッコウケン（以下「当機関」という。）が、別に定める「適合証明業務規程」（以下「業務規程」という。）に基づき、適合証明業務に係わる手数料について必要な事項を定める。

(手数料区分等)

第2条 適合証明業務の額は別表1・2・3・4・5の各区分に掲げる額とする。

(特例手数料の適用)

第3条 規程を直接適用できない特別な理由を有する物件については、別途特例の手数料を設けることができるものとする。

(手数料収納方法)

第4条 適合証明業務申請手数料の収納方法は、現金又は当機関の指定する口座への振込とする。

2 前項の振込による金融機関への手数料は申請者の負担とする。

3 申請者は建築主の都合により、設計検査に関する通知書の交付までの間に変更がある場合は決められた額を設計検査に関する通知書の交付の前までに収納する。

(手数料の支払い期日)

第5条 支払期日は適合証明申請される当日までとする。

(手数料の返還)

第6条 建築主の都合により、適合証明申請等の取り下げを行ったときは、一度収納した当該手数料は返還しない。

2 建築主、申請者が業務規程等に違反した事につき、当機関が相当期間を定めて催告してもなお是正されない場合は適合証明申請手数料は返還しない。

(出張旅費)

第7条 申請者等は別表に定める業務の区域における中間検査、並びに完了検査を当機関に申請する場合、別途新築は別表6、中古は別表7の出張旅費を収納する。

附則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 10 日改定

この規程は、平成 20 年 3 月 10 日から施行する。

平成 20 年 5 月 20 日改定

この規程は、平成 20 年 5 月 20 日から施行する。

平成 20 年 6 月 20 日改定

この規程は、平成 20 年 6 月 20 日から施行する。

平成 20 年 10 月 1 日改定

この規程は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

平成 21 年 1 月 23 日改定

この規程は、平成 21 年 1 月 23 日から施行する。

平成 22 年 8 月 2 日改定

この規程は、平成 22 年 8 月 2 日から施行する。

平成 23 年 5 月 9 日改定

この規程は、平成 23 年 5 月 9 日から施行する。

平成 23 年 12 月 6 日改定

この規程は、平成 23 年 12 月 6 日から施行する。

平成 25 年 7 月 29 日改定

この規程は、平成 25 年 7 月 29 日から施行する。

平成 26 年 4 月 1 日改定

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

平成 26 年 4 月 15 日改定

この規程は、平成 26 年 4 月 15 日から施行する。

平成 27 年 5 月 27 日改定

この規程は、平成 27 年 5 月 27 日から施行する。

平成 27 年 7 月 28 日改定

この規程は、平成 27 年 7 月 28 日から施行する。

平成 27 年 9 月 1 日改定

この規程は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日改定

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 8 月 1 日改定

この規程は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

平成 28 年 11 月 1 日改定

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

平成 29 年 5 月 1 日改定

この規程は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

平成 29 年 11 月 1 日改定

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

平成 29 年 12 月 1 日改定

この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

平成 31 年 4 月 1 日改定

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

令和 1 年 10 月 1 日改定

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

令和 3 年 4 月 1 日改定

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

令和 4 年 10 月 1 日改定

この規程は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

令和 5 年 4 月 1 日改定

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 4 月 1 日改定

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 4 月 1 日改定

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 8 月 1 日改定

この規程は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。

令和 8 年 1 月 5 日改定

この規程は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

令和 8 年 8 月 24 日改定

この規程は、令和 8 年 8 月 24 日から施行する。

別表 1 設計検査手数料（新築戸建て住宅及び重ね建て及び連続建て） 単位：円（税込）

区分	設計検査
フラット 3 5	11,000

- ※ 1 確認申請を当社以外に申請されている場合、又はフラット 3 5 のみ申請される場合は 11,000 円（税込）が加算されます。
- ※ 2 フラット 3 5 S の基準を追加する場合は次の金額が加算されます。（複数選択する場合、それぞれの合計額を加算します。）
- ・耐震性：11,000 円（税込）
 - ・省エネルギー性、Z E H：16,500 円（税込）
- ※ 3 フラット 3 5 S の基準が確認できる証明書等を活用する場合、※ 2 の加算はありません。
- ※ 4 当社以外で取得された省エネ適判判定通知書、B E L S 評価書、設計性能評価書及び札幌版次世代住宅適合証明書を活用する場合は、11,000 円（税込）が加算されます。
- ※ 5 重ね建て及び連続建ての場合は、各検査において 2 戸以上の場合、1 戸につき 3,300 円（戸あたり、税込）が加算されます。

現場検査手数料（新築戸建て住宅及び重ね建て及び連続建て） 単位：円（税込）

区分	中間検査	竣工検査
フラット 3 5	11,000	11,000

- ※ 確認申請を当社以外に申請されている場合、又はフラット 3 5 のみ申請される場合は 11,000 円（税込）が加算されます。
- ※ 令和 7 年 3 月 31 日以前に着工した住宅で、フラット 3 5 設計検査を令和 7 年 4 月 1 日以降に申請した住宅の場合、竣工検査時に 5,500 円（税込）が加算されます。
- ※ 当社以外で取得された省エネ適判判定通知書、B E L S 評価書、設計性能評価書及び札幌版次世代住宅適合証明書を活用する場合は、中間検査時又は竣工検査時に 11,000 円（税込）が加算されます。
- ※ 令和 5 年 3 月以前に設計検査を申請している住宅で、令和 5 年 4 月以降に証明書等を活用して竣工検査申請をする際にフラットを追加する場合は、1 住戸につき 5,500 円（税込）が加算されます。
- ※ 重ね建て及び連続建ての場合は、各検査において 2 戸以上の場合、1 戸につき 3,300 円（戸あたり、税込）が加算されます。

別表2 共同住宅（新築）賃貸住宅融資（一括申請・個別申請）

単位：円（税込）

	住戸の戸数	設計検査	竣工検査	合 計
フラット35 賃貸住宅融資 まちづくり融資	5戸以内	33,000	33,000	66,000
	6戸～10戸	52,800	47,300	100,100
	11戸～15戸	66,000	49,500	115,500
	16戸～25戸	82,500	55,000	137,500
	26戸～35戸	99,000	66,000	165,000
	36戸～45戸	110,000	77,000	187,000
	46戸～55戸	121,000	88,000	209,000
	56戸～85戸	140,800	110,000	250,800
	86戸～115戸	159,500	132,000	291,500
	116戸以上	165,000	159,190	324,190

※ 共同住宅の場合、建物条件によっては別途見積りになる場合があります。

※ 設計検査において一次エネルギー消費量等級の審査が必要な場合は1住戸あたり1,100円（税込）が加算されます。

※ サービス付高齢者向け賃貸住宅の設計検査において、建築物エネルギー消費性能基準の審査を行う場合、モデル建物法1棟あたり121,000円（税込）（2,000㎡以下に限る）、標準入力法1棟あたり319,000円（税込）（2,000㎡以下に限る）が加算されます。

竣工検査においては、1棟あたり竣工検査料に20%加算されます。

※ フラット35S（ZEH）ZEH-M Orientedの場合には、1住戸あたり1,100円（税込）が加算されます。

別表3 中古住宅

単位：円（税込）

	適合証明業務のみ	住宅性能評価（当社）併用の場合
フラット35	77,000	60,500
フラット35S（優良住宅取得支援）	88,000	66,000
フラット35S（ZEH）	93,500	71,500
財形住宅融資	フラット35と同じ	フラット35と同じ
積立者向け融資		
リフォーム融資	99,000	77,000
リフォーム融資（グリーンリフォーム）	121,000	99,000
再検査	22,000	22,000

※ 耐震評価が必要な建築物は、上記金額に36,300円（税込）を加えた金額とします。

耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和56年5月31日以前（建築確認日が不明な場合は表示登録の日付（新築）が昭和58年3月30日以前）の建築物をいいます。

※ フラット35Sの検査において一次エネルギー消費量等級の審査が必要な場合は16,500円（税込）が加算されます。

※ フラット35S（ZEH）の場合、フラット35S（ZEH）に適合していることが確認できる書類（新築時の適合証明書、建設住宅性能評価書、BELS評価書等）を活用する以外は、22,000円（税込）が加算されます。

※ フラット35Sに〔フラット35〕中古プラスを追加する場合は、22,000円（税込）を加えた金額とします。

別表4 中古マンション「一住戸当り」

単位：円（税込）

	適合証明業務のみ	住宅性能評価（当社）併用の場合
フラット 35	88,000	70,400
フラット 35S（優良住宅取得支援）	104,500	83,600
フラット 35（住棟単位適合証明） （過去の検査結果活用）	33,000	
財形住宅融資	フラット 35 と同じ	フラット 35 と同じ
積立者向け融資	フラット 35 と同じ	フラット 35 と同じ
リフォーム融資	99,000	77,000
リフォーム融資（グリーンリフォーム）	121,000	99,000
賃貸住宅リフォーム融資（省エネ住宅）	94,600	82,500
再検査	22,000	22,000

※ 耐震評価が必要な建築物は、上記金額に 59,400 円（税込）を加えた金額とします。

耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日が不明な場合は表示登録の日付（新築）が昭和 58 年 3 月 30 日以前）の建築物をいいます。

※ フラット 35S の検査において一次エネルギー消費量等級の審査が必要な場合は 16,500 円（税込）が加算されます。

※ フラット 35S に「フラット 35」中古プラスを追加する場合は、22,000 円（税込）を加えた金額とします。

別表5 中古住宅・中古マンション（フラット 35 リノベ）

＜リフォーム一体タイプ・買取再販タイプ＞

単位：円（税込）

	適合証明業務
事前確認・リフォーム工事計画確認	49,500
適合証明検査	44,000
再検査	22,000

＜買取再販タイプ（事前確認を省略し、リフォーム工事後に一括して物件検査を行う場合）＞

単位：円（税込）

	適合証明業務
リフォーム工事計画確認・適合証明検査	77,000
再検査	22,000

※ 長屋等住戸が複数ある場合は、上記金額の戸数倍となります。

また共同建ての場合は、住戸数に応じ別途見積りとします。

※ 性能向上リフォームの検査において一次エネルギー消費量等級の審査が必要な場合は 1 住戸あたり 16,500 円（税込）が加算されます。

※ 耐震評価が必要な建築物は、上記金額に 36,300 円（税込）を加えた金額とします。

耐震評価が必要な建築物とは、建築確認日が昭和 56 年 5 月 31 日以前（建築確認日が不明な場合は表示登録の日付（新築）が昭和 58 年 3 月 30 日以前）の建築物をいいます。

※ 「フラット 35」中古プラスを追加する場合は、22,000 円（税込）を加えた金額とします。

別表 6 出張旅費等【新築】

北海道エリア

単位：円（税込）

	検 査 地 域	日当額	交通費
遠隔地以外	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、小樽市、南幌町、長沼町、苫小牧市、岩見沢市、 上富良野町、中富良野町、芦別市、滝川市、旭川市、深川市、鷹栖町、比布町、愛別町、当麻町、東神楽町、東川町、美瑛町、 帯広市、芽室町、清水町、新得町、鹿追町、上士幌町、足寄町、本別町、浦幌町、豊頃町、大樹町、更別村、中札内村、幕別町、池田町、音更町、士幌町、標津町、別海町、中標津町	無料	無料
地域Ⅰ	三笠市、美瑛市、由仁町、栗山町、月形町、新篠津村、白老町、安平町、厚真町、占冠村、士別市、上川町、剣淵町、和寒町、妹背牛町、秩父別町、 富良野市、南富良野町、日高町、様似町、えりも町、広尾町、陸別町、白糠町、釧路市（音別町含む）、鶴居村、釧路町、津別町、弟子屈町、標茶町、厚岸町、浜中町、清里町、大空町、美幌町、 北見市、根室市、羅臼町、斜里町、小清水町、網走市	5,500	11,000
地域Ⅱ	砂川市、上砂川町、歌志内市、赤平市、夕張市、奈井江町、浦臼町、新十津川町、雨竜町、余市町、俱知安町、京極町、仁木町、共和町、古平町、積丹町、岩内町、喜茂別町、ニセ町、赤井川村、神恵内村、泊村、留寿都村、真狩村、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、むかわ町、増毛町、平取町 新ひだか町、浦河町、置戸町、訓子府町、新冠町	11,000	16,500
地域Ⅲ	北竜町、沼田町、留萌市、小平町、蘭越町、黒松内町、寿都町、島牧村、長万部町	16,500	16,500
地域Ⅳ	函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、松前町、福島町、知内町、木古内町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町、奥尻町、遠軽町、天塩町、幌延町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、音威子府村、美深町、中川町、紋別市、名寄市、下川町、幌加内町、初山別村、遠別町、湧別町、佐呂間町、興部町、雄武町、西興部村、滝上町、羽幌町、苫前町	27,500	27,500

福島県エリア

単位：円（税込）

	検 査 地 域	日当額	交通費
遠隔地以外	郡山市、本宮市、須賀川市、大玉村、三春町、会津若松市、石川町、玉川村、平田村、鏡石町、天栄町、白河市、川俣町、伊達市、小野町、田村市、泉崎村、中島村、西郷村、矢吹町、二本松市、福島市、猪苗代町、磐梯町、浅川町、古殿町、会津美里町、湯川村、会津坂下町、喜多方市、国見町、桑折町	無料	無料
地域Ⅰ	葛尾村、飯舘村、川内村、塙町、下郷町、鮫川村、棚倉町、北塩原村、金山町、昭和村、三島町、新地町、柳津町、いわき市、相馬市、南相馬市、矢祭町、大熊町、富岡町、浪江町、楡葉町、広野町、双葉町、只見町、檜枝岐村、南会津町、西会津町	5,500	11,000

宮城県エリア

単位：円（税込）

	検 査 地 域	日当額	交通費
地域Ⅰ	白石市、角田市、丸森町、七ヶ宿町、蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、山元町、亘理町、名取市、岩沼市	5,500	11,000
地域Ⅱ	仙台市、多賀城市、塩竈市、富谷市、七ヶ浜町	11,000	16,500
地域Ⅲ	大崎市、加美町、色麻町、大和町、大衡村、大郷町、松島町、利府町、涌谷町、美里町、東松島市、女川町、石巻市	16,500	16,500
地域Ⅳ	栗原市、登米市、気仙沼市、南三陸町	16,500	22,000

山形県エリア

単位：円（税込）

	検 査 地 域	日当額	交通費
地域Ⅰ	米沢市、小国町、飯豊町、川西町、高島町、長井市、南陽市	5,500	11,000
地域Ⅱ	上山市、白鷹町、山形市、山辺町、中山町、朝日町、天童市、寒河江市	11,000	11,000
地域Ⅲ	大江町、西川町、河北町、東根市、村山市、大石田町、尾花沢市、大蔵村、舟形町、新庄市、最上町、鮭川村、戸沢村、真室川町、金山町	16,500	16,500
地域Ⅳ	鶴岡市、庄内町、三川町、酒田市、遊佐町	16,500	22,000

青森県・岩手県・秋田県エリア

単位：円（税込）

	検 査 地 域	日当額	交通費
地域Ⅰ	青森県全域、岩手県全域、秋田県全域	22,500	49,500

※同じ日に検査の棟数が2件以上の場合は、検査場所が近いものに限り交通費のみ1棟分になります。

※交通機関等の都合上、当日までに事務所に戻れない場合は宿泊費（10,500円/泊）が加算されます。その場合の日当額は、2日分で計算します。

※天災その他やむを得ない事情により、通常の経路、経済的な方法等により出張しがたい時は、現に経た経路により計算した交通費等を加算することがあります。

※建設性能評価と同時検査の場合は、住宅性能評価業務規程の遠隔地出張費を適用します。

※出張旅費等の旭川近郊エリア（上富良野町、中富良野町、芦別市、滝川市、旭川市、深川市、鷹栖町、比布町、愛別町、当麻町、東神楽町、東川町、美瑛町、士別市、上川町、剣淵町、和寒町、妹背牛町、秩父別町）、中標津近郊エリア（標津町、別海町、中標津町、津別町、弟子屈町、標茶町、厚岸町、浜中町、清里町、大空町、美幌町、北見市、根室市、羅臼町、斜里町、小清水町、網走市）については新築のみ上記の価格となります。

※確認検査等と同時申請の場合は、上表によらず無料とする事ができるものとします。

別表 7 出張旅費等【中古】

北海道エリア

単位：円（税込）

	検 査 地 域	日当額	交通費
遠隔地以外	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、小樽市、南幌町、長沼町、岩見沢市	無料	無料
地域Ⅰ	苫小牧市、三笠市、美唄市、由仁町、栗山町、月形町、新篠津村、白老町、安平町、厚真町	5,500	11,000
地域Ⅱ	砂川市、上砂川町、歌志内市、赤平市、夕張市、奈井江町、芦別市、滝川市、浦臼町、新十津川町、雨竜町、余市町、倶知安町、京極町、仁木町、共和町、古平町、積丹町、岩内町、喜茂別町、ニセコ町、赤井川村、神恵内村、泊村、留寿都村、真狩村、室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町、むかわ町、増毛町、平取町	11,000	16,500
地域Ⅲ	旭川市、深川市、鷹栖町、比布町、士別市、愛別町、上川町、当麻町、東神楽町、東川町、美瑛町、北竜町、沼田町、留萌市、小平町、蘭越町、黒松内町、寿都町、島牧村、長万部町、富良野市、南富良野町、上富良野町、中富良野町、日高町、様似町、えりも町、広尾町、占冠村、帯広市、芽室町、清水町、新得町、鹿追町、上士幌町、足寄町、本別町、浦幌町、豊頃町、大樹町、更別村、中札内村、幕別町、池田町、音更町、士幌町、妹背牛町、秩父別町、新ひだか町、浦河町、新冠町	16,500	16,500
地域Ⅳ	函館市、北斗市、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、松前町、福島町、知内町、木古内町、江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、今金町、せたな町、奥尻町、北見市、網走市、紋別市、名寄市、根室市、釧路市（音別町含む）、音威子府村、美深町、中川町、下川町、幌加内町、剣淵町、和寒町、興部町、雄武町、枝幸町、西興部村、滝上町、遠軽町、湧別町、佐呂間町、津別町、美幌町、大空町、清里町、小清水町、斜里町、訓子府町、置戸町、陸別町、鶴居村、白糠町、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、中標津町、標津町、羅臼町、別海町、遠別町、初山別村、天塩町、幌延町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、羽幌町、苫前町	27,500	27,500

東北エリア

単位：円（税込）

	検 査 地 域	日当額	交通費
地域Ⅰ	青森県全域、岩手県全域、宮城県全域、秋田県全域、山形県全域、福島県全域	22,500	49,500

※同じ日に検査の棟数が2件以上の場合は、検査場所が近いものに限り交通費のみ1棟分になります。

※交通機関等の都合上、当日までに事務所に戻れない場合は宿泊費（10,500円/泊）が加算されます。その場合の日当額は、2日分で計算します。

※天災その他やむを得ない事情により、通常の経路、経済的な方法等により出張しがたい時は、現に経た経路により計算した交通費等を加算することがあります。

※建設性能評価と同時検査の場合は、住宅性能評価業務規程の遠隔地出張費を適用します。